

高岡市中心商店街プレミアム商品券 換金方法及びスケジュール、注意事項等について

【高岡市中心商店街プレミアム商品券のデザイン】

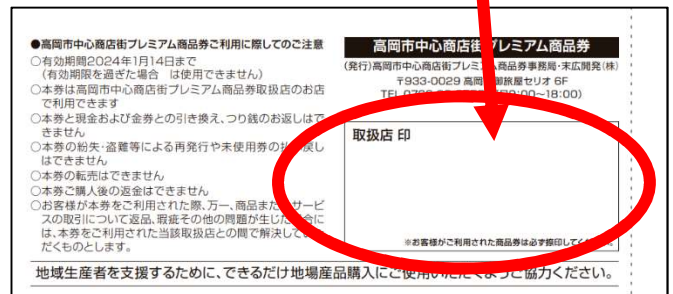
【表紙】



【商品券 表面】



【商品券 裏面】



受け取った商品券は
各店舗で必ず
捺印してください

【お客様がご利用いただく場合の注意事項】

- ・ 有効期限は2025年1月12日まで(有効期限を過ぎた場合は使用できません)。
- ・ 取扱店でのみお使いいただけます。
- ・ 本券と現金及び金券との引き換え、公共料金の支払い、切手、官製はがき、印紙、有価証券等の購入、つり銭のお返しは出来ません。
- ・ 本券の転売は出来ません。
- ・ 本券のご購入後の返金は出来ません。
- ・ お客様が本券をご利用された場合、万一商品またはサービスの取引について返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、本券をご利用された当該店との間で解決していただくものとします。

【スケジュール】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・ チラシ配布 | 9月12日(木) ～ |
| ・ 新聞折り込み(4紙 呉西地区) | 9月15日(日) |
| ・ 申込み期間(WEBにて事前予約) | 9月15日(日)～9月21日(土) |
| ・ 販売期間(御旅屋セリオ特設会場) | 10月12日(土)～ 10月13日(日) |
| ・ ご利用(使用)期間 | 10月12日(土)～ 令和7年1月12日(日) |
| ・ 換金振込期間 | 11月11日(月)～ 令和7年1月24日(金) |

【お客様のご利用から換金までの流れ】 ※商店街事務所がある場合

- ① お客様がご利用されたら、各店舗にて「商品券」裏面の「取扱店名」の欄に捺印する。



- ② 各店舗は、所属の商店街事務所に、「商品券」を提出する。

- ③ 所属店舗から商品券を受け取った商店街事務所は「高岡市中心商店街商品券 換金依頼書」及び「高岡市中心商店街商品券 店舗別実績」に必要事項を記入し、高岡市中心商店街プレミアム商品券事務局に「商品券」と共に提出する。

- ④ 後日事務局から商店街事務所の銀行口座に換金依頼額を振り込む。

- ⑤ 商店街事務所から各店舗に換金依頼額を支払う。

- ⑥ 依頼日及び支払日(銀行振込)は以下の通り

締め日	換金依頼日	支払日
10/31	11/1～8	11/11～15
11/17	11/18～22	11/25～29
12/1	12/2～6	12/9～13
12/15	12/16～20	12/23～27
12/22	12/23～27	1/6～10
1/5	1/6～10	1/14～20
1/13	1/14～17	1/22～24

※支払日は高岡市中心商店街プレミアム商品券事務局から商店街事務所への支払日。

※1/18を過ぎた場合は換金できませんのでご注意ください。

※換金依頼書は、以下のページからダウンロードできます。

アドレス <https://www.takaoka-st.jp/21170>



※お問合せは、高岡市中心商店街プレミアム商品券事務局

事務局／末広開発株式会社まちづくり事業部 担当 川辺 宛

TEL 0766-20-0555